

「市民活動・NPO月間」実施要領

(趣旨)

第1条

NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）の活動について集中的に広報・啓発を行うことにより、活動に対する県民の理解を深め、参加につなげるため、「市民活動・NPO月間」（以下「月間」という。）を設ける。

(テーマ)

第2条

月間の取組を実施するにあたり、年度ごとにテーマを定める。

(主催)

第3条

月間の取組は、三重県及びみえ県民交流センター指定管理者が主催する。

(実施期間)

第4条

実施期間は、毎年度、原則として12月1日から12月31日までとする。

(実施場所)

第5条

実施場所は県内全域とする。

(実施内容)

第6条

期間中に実施する取組の内容は、次の各号によるものとする。

- (1) 市民活動・NPOに対する理解を促進する活動
- (2) 市民活動への参加を促進する活動
- (3) NPOの基盤強化を促進する活動
- (4) 地域や社会の課題解決に関する活動
- (5) その他市民活動・NPOに対する支援に関する活動

(その他)

第7条

この要領に定めるもののほか、月間の取組の実施等に関し必要な事項は、三重県及びみえ県民交流センター指定管理者との協議により定める。

附 則

この要領は平成25年10月24日から施行する。